

R7.9.30(第2案)

# 木津川市ごみ減量化推進計画

(もったいないプラン)

令和 年 月

木 津 川 市



## 目 次

第1章 計画策定の背景と基本事項	- 1 -
1-1 計画策定の背景	- 1 -
1-2 計画策定の基本事項	- 2 -
・計画の位置づけ	- 2 -
・計画の適用範囲	- 2 -
・計画目標年次	- 2 -
第2章 ごみ処理の現状と課題	- 3 -
2-1 人口の推移	- 3 -
2-2 ごみ排出量の推移	- 4 -
2-3 ごみ処理の状況	- 5 -
2-4 ごみ減量・リサイクルへの関心や取り組み状況	- 11 -
・設問① ごみ問題への関心について	- 12 -
・設問② ごみを減らす工夫について	- 13 -
・設問③ まだ利用できる不用品の処分について	- 14 -
・設問④ 生ごみのリサイクルについて	- 15 -
・設問⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて	- 16 -
・設問⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取り組みについて	- 17 -
2-5 可燃ごみ組成の推移	- 18 -
※可燃ごみの組成調査とは	- 19 -
第3章 ごみ減量目標	- 20 -
3-1 ごみ処理の基本方針及びごみ減量の取組みの意義(基本理念)	- 20 -
3-2 家庭ごみ(分別ごと)の減量目標	- 21 -
可燃ごみ	- 21 -
※食品ロスを削減することの重要性	- 23 -
ビニール・プラスチック容器包装	- 24 -
燃やさないごみ	- 25 -
ペットボトル	- 26 -
粗大ごみ	- 27 -
※資源物の回収及びリサイクルの取組み	- 28 -
3-3 事業系ごみの減量目標	- 29 -
第4章 循環型社会推進基金	- 30 -
4-1 ごみ袋有料制の意義と売上金(循環型社会推進基金)の活用について	- 30 -
4-2 循環型社会推進基金活用事業の事業期間及び評価について	- 31 -

---

## 第1章 計画策定の背景と基本事項

### 1-1 計画策定の背景

私たちの日常生活の豊かさと引き換えに排出されるごみは、その複雑化・多様化の傾向が顕著となっています。

このような状況下において、従来の廃棄物の処理体制の限界や処理コストの増大、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出による環境負荷の増加など多くの課題が顕在化しており、ごみの減量は従来にも増してその重要性が高まっています。

また、限りある天然資源の消費を抑制するとともに、従来は廃棄されていた資源物の回収・有効活用や、環境負荷の低い廃棄物処理システムの構築により地球温暖化を防止するという観点からも、ごみの発生抑制の取り組みや、消費した資源の再使用・再利用といった「循環型社会」への転換が強く求められています。

こうした情勢を踏まえ、本市では引き続き、廃棄物の発生そのものを抑制すること、またやむを得ず廃棄された資源物を回収することが重要であると考え、ごみの「減量」と「再資源化」の取り組みをより一層推進する必要があります。

本市では、令和7年3月に「木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「ごみ処理基本計画」という。)を改訂し、令和22年度を新たな目標年次としました。

本計画は、このごみ処理基本計画と併せて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための方向性と具体的施策を示すものであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な第一歩となるべく、策定するものです。

## 1-2 計画策定の基本事項

### ・計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項の規定に基づき、令和7年3月に本市が策定した木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「ごみ処理基本計画」といいます。)を補完するものであり、ごみの排出量をごみ処理基本計画で定めた計画目標値まで抑制することを目指し、ごみ減量の取り組みを推進するための実践活動の指針として定めるものです。

### ・計画の適用範囲

ごみ処理基本計画と同様に、本計画の対象区域は、本市全域とします。

また本計画は、ごみ処理基本計画と同様に、廃棄物処理法に規定される廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)のうち、すべての一般廃棄物を対象とします。

具体的には、各家庭から排出され、本市が収集・運搬を行う「生活系ごみ」のほか、地域住民の取り組みにより古紙などを回収する「集団回収ごみ」、そしてお店や会社、自治会などの事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」を主な対象とします。なお、事業活動に伴って排出される事業系ごみのうち、産業廃棄物は対象外とします。

### ・計画目標年次

本計画は、ごみ処理基本計画に合わせて令和22年度当初を計画目標年次とします。

また、令和11年度に実施するごみ処理基本計画の前期期間(令和6年度～令和11年度)の評価・見直しを行うのに合わせて、本計画の中間評価及び見直しを行うとともに、本計画をごみ処理基本計画へ統合します。

なお、社会情勢の変化や計画策定の前提条件等に大きな変動があった場合には、上記に関わらず必要に応じて柔軟に見直します。

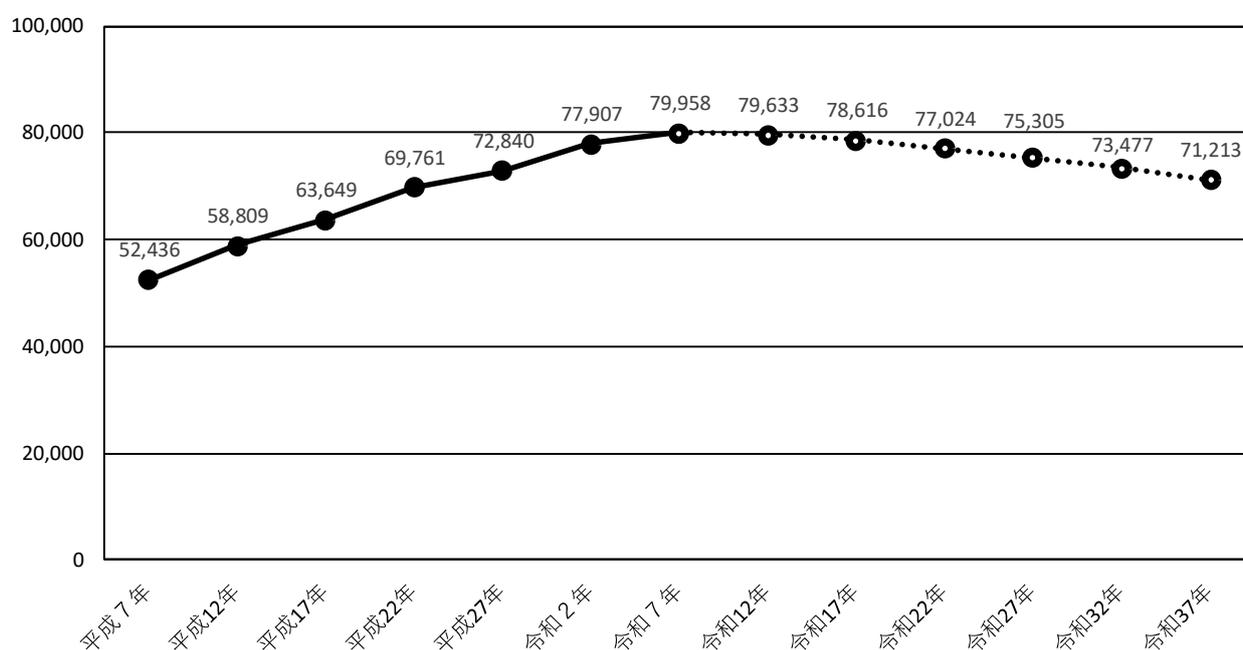
## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 2-1 人口の推移

全国的に人口減少が懸念される中、本市の人口は、合併以後増加傾向にありましたが、令和4年9月に8万人に達したのち、増加から減少傾向への転換を迎え、再度8万人を下回りました。

今後も引き続き緩やかに減少するとともに、高齢化率も徐々に上昇を続けることが予測されます。

表2-1 人口の推移



※令和2年度以前：国勢調査結果、令和7年度以降：第2次木津川市総合計画後期計画の推計値 より

## 2-2 ごみ排出量の推移

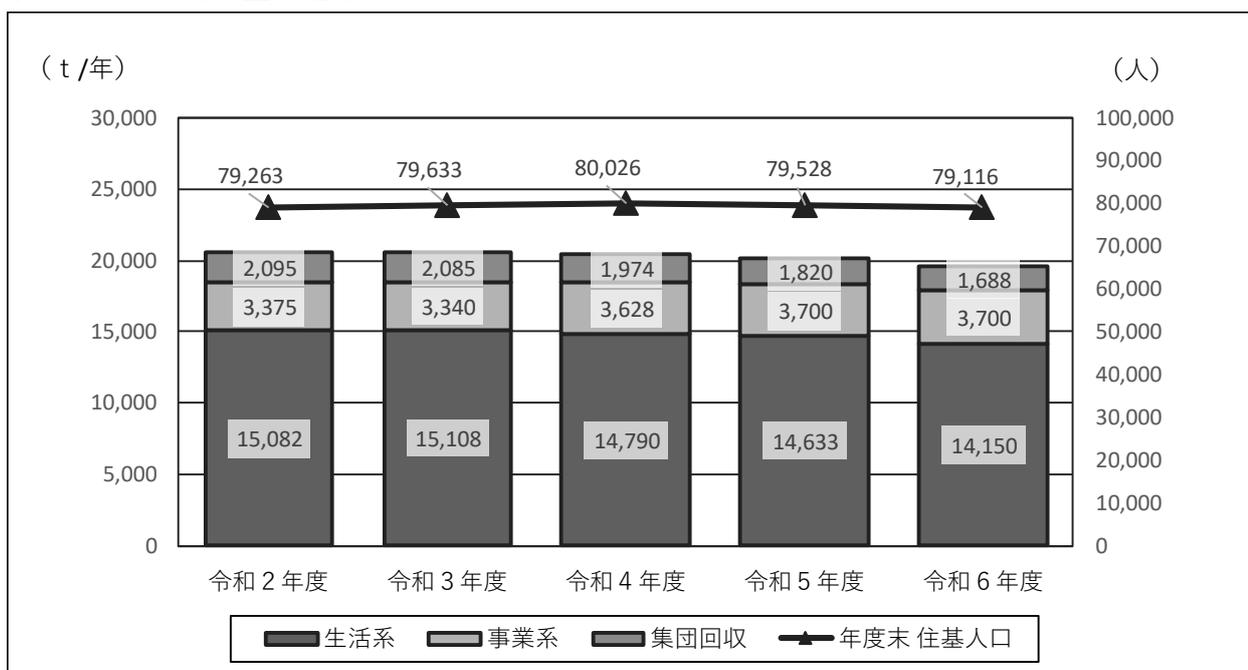
本市の各ごみの排出量は、表2-2のとおりです。

生活系ごみ及び集団回収ごみの排出量は人口の減少に伴い減少傾向にありますが、事業系ごみは増加しています。今後、人口が減少するにつれて各ごみの排出量も減少していくと予想されますが、一人1日当たりの排出量をいかに減らしていくかが課題です。

なお、前木津川市ごみ減量化推進計画において、可燃ごみの排出量目標を令和7年度時点で一人1日当たり326.0グラムと設定し減量に向け取り組みましたが、令和6年度末時点の可燃ごみの排出量は一人1日当たり379.3グラムとなり、目標値まで53.3グラム足りませんでした。

また可燃ごみ以外の家庭系ごみ排出量目標については、令和7年度時点で一人1日当たり311グラムと設定したところ、令和6年度末時点の排出量は、一人1日当たり295.2グラムとなり、目標値より15.8グラム下回りました。

表2-2 ごみ排出量の推移



## 2-3 ごみ処理の状況

## ア) ごみの分別の種類

本市における分別区分は、次のとおりです。

分別区分	主な品目	出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台所ごみ</li> <li>・ リサイクルできない紙くず</li> <li>・ 布や革製品</li> <li>・ プラスチック製品 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定ごみ袋は、市内等の小売店で購入ください。</li> <li>・ 生ごみは水分を切ってください。</li> <li>・ 葉・草は乾燥させて1回180L分まで（原則の3袋までとは別）。規定サイズに束ねた枝や棒、板は1回3束まで。</li> <li>・ 紙おむつは汚物をトイレに流してから出してください。減免対象のため、無色透明または確実に中身が見える白色半透明の袋でも出せます。</li> <li>・ ふとんは1回あたり2枚まで。</li> <li>・ 自己搬入では指定ごみ袋は不要ですが、10kgあたり286円（税込）の手数料が必要です。</li> </ul>
ビニール・プラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菓子袋</li> <li>・ レジ袋</li> <li>・ 発泡スチロール</li> <li>・ 包装容器 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身を使い切り、汚れを取ってください。</li> <li>・ 汚れが取れないものは「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 容器包装でないビニール・プラスチックのものは「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 値段シールや商品表示シールなど、剥がせるものは剥がしてください。（剥がれないものはそのまま出せます）</li> </ul>
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属類（空き缶、刃物など）</li> <li>・ ガラス類（あきビン、鑑など）</li> <li>・ 焼き物（せともの類）</li> <li>・ FRP製品（ヘルメットなど）</li> <li>・ 45Lの袋に入る電化製品 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身は使い切る、または処分してください。</li> <li>・ 汚れているものは軽く洗ってください。</li> <li>・ 刃物や割れたガラスは紙などに包んで「危険物」の表示をしてください。</li> <li>・ 電池で動くものや金属混合製品は、収集員に分かるよう表示をしてください。</li> <li>・ 水銀体温計/血圧計は「環境課」まで。</li> <li>・ 土・砂・石・ブロック等は収集できません。</li> </ul>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップ及びラベルを取り除いたペットボトル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャップ、ラベルは外して「ビニール・プラスチック容器包装」へ。</li> <li>・ 中をすすぎ、できるだけ小さくしてください。</li> <li>・ 色々な大きさや形のものがあるので、マークを確認してください。</li> <li>・ 「燃やさないごみ」と「ペットボトル」は別々の袋に入れてください。</li> </ul>

分別区分	主な品目	出し方
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45Lの袋に入らないサイズのもの（家具、自転車など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1点ずつ目立つ大きさの「不用品」の貼紙を風などで飛ばされないようにつけてください。</li> <li>・ 45Lの袋に入るものは、各分別ごみの日に出してください。</li> <li>・ 電池や燃料は抜いてください。</li> <li>・ 家電リサイクル法対象品や市で処理できないものは収集できません。</li> <li>・ ふとんは1回あたり2枚まで。（「可燃ごみ」でも出せます）</li> <li>・ 剪定枝・木等は直径3cm以下の枝葉は落とし、枝葉は「可燃ごみ」へ。</li> </ul>
古紙・古布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞</li> <li>・ 雑誌、雑がみ</li> <li>・ 段ボール</li> <li>・ 古着、古布類</li> <li>・ 飲料用紙パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ地域の「古紙類の集団回収」へ。（集団回収の回収日、回収方法、回収品目は団体により異なります。）</li> <li>・ 種類ごとにしばって出す、または紙袋に入れて出してください。</li> <li>・ 飲料用紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かしてください。中が銀色のものは「市役所回収ボックス」または「可燃ごみ」へ。</li> <li>・ 古布は濡れないように中身の見える袋に入れて出してください。</li> <li>・ 新聞には、本や雑誌、雑がみを混ぜないでください。</li> </ul>
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使いきりタイプや充電ができないタイプの乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、コイン電池など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両極をビニールテープなどで絶縁し、商業施設や公民館などに設置している使用済乾電池回収箱へ入れてください。</li> <li>・ ボタン電池は、販売店などに設置しているボタン電池回収缶へ入れてください。</li> <li>・ 小形充電式電池は、市役所や支所、西部出張所に設置している小形充電式電池回収箱へ入れてください。</li> </ul>
生活ガラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土、石、ブロックなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土や砂はできるだけ庭に散布してください。</li> <li>・ 処理できない場合は、指定の引取場所に有料で持ち込むことができます。</li> <li>・ 石やブロックなども指定の引取場所に持ち込むことができますが、30cmより大きいものや極端に重いものは持ち込むことはできません。</li> </ul>
蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光灯（LEDランプは不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所、支所に設置している蛍光灯回収ボックスに入れてください。</li> <li>・ 破損や飛散を防ぐため、買い替えた商品の包装等に包んで出してください。</li> </ul>

## イ) ごみの収集体制

本市のごみ収集体制は、次の表のとおりです。

生活系ごみには、市が収集するものと、住民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。

また、事業系ごみは、一般廃棄物のうち可燃ごみを対象とし、許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。

なお、リサイクル可能な資源である古紙・古布類は、市民団体等による集団回収も行われています。

表2-3-イ ごみの収集体制

分別区分	生活系ごみ			事業系ごみ	
	市 (委託業者)	直接搬入	集団回収	許可業者	直接搬入
可燃ごみ	●	●		●	●
ビニール・プラスチック容器包装	●	●			
燃やさないごみ	●	●			
粗大ごみ	●	●			
ペットボトル	●	●			
古紙・古布類	●		●		
乾電池など	●				
生活ガラ		●			

## ウ) 中間処理

本市の可燃ごみは、木津川市鹿背山川向に所在する「環境の森センター・きづがわ」において焼却処理を行っています。

表2-3-ウ 環境の森センター・きづがわ(焼却施設)の概要

施設名称	環境の森センター・きづがわ
所在地	木津川市鹿背山川向1-2
敷地面積	約50,900㎡
建築面積	約3,900㎡
竣工	平成30年8月31日
施設規模	94 t / 24 h (47 t / 日 × 2 炉)
焼却炉形式	全連続燃焼ストーカ方式
発電設備	復水式タービン発電機1,220kW
対象地域	木津川市、精華町

本施設は、平成30年8月31日に竣工し、日量94トン(47トン/日×2炉)の処理能力を備えた全連続燃焼ストーカ方式の焼却施設で、木津川市及び精華町の可燃ごみを安定的かつ効率的に処理しています。

施設の運転にあたっては、多種多様なごみを安定燃焼させるための攪拌・均質化設備や、ごみ供給量・燃焼空気量を自動制御する燃焼最適化システムを導入しており、また、排ガスについては、集じん器や脱硝反応塔等の最新設備により処理するとともに、法令の規制値を上回る厳しい管理目標を設定し、有害物質を除去したうえで大気に放出しています。

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーについても、回収し、最大出力1,220kWの発電を行う高効率ごみ発電施設を備えており、発電した電力は施設内で利用するとともに、余剰分は売電しているほか、施設内で発生するプラント系排水は、排水クローズドシステムにより再利用し、施設外へ放流しない構造としているほか、生活雑排水については、合併浄化槽で適正に処理し放流しています。

また、焼却処理の過程で発生する焼却灰等については、大阪湾広域臨海環境整備センター(最終処分場。以下、「大阪湾フェニックス」という。)に搬出し、適切に処分しています。

なお、本市の可燃ごみ以外のごみについては、民間事業者へ中間処理を委託しています。

#### エ) 最終処分

本市における最終処分場としては、桜台環境センターが供用中であり、その概要は下表のとおりです。

表2-3-エ-① 桜台環境センターの概要及び埋立残余容量の推移

施設名称	木津川市桜台環境センター
所在地	木津川市山城町神童子桜峠59番地
敷地面積	15,660㎡
埋立面積	14,231㎡
埋立容量	37,639㎡
供用開始	昭和56年7月
残容量	25,406㎡
埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山城地区内に住居を有する個人から排出される瓦礫</li> <li>・ 山城地区内の各地区長が行う当該地区の溝掃除から生じた土砂</li> <li>・ その他前項に準ずる物で市長が埋立処分することが適当と認めたもの</li> </ul>
対象地域	山城地区

表2-3-エ-② 桜台環境センターの埋立残余容量の推移

(単位：㎡)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埋立容量	26	12	0	36	15	13
覆土容量	0	0	0	0	0	0
埋立残余容量	25,469	25,457	25,457	25,421	25,406	25,393

また、環境の森センター・きづがわから排出される焼却残渣及び木津川市の不燃物中間処理残渣の一部、そして生活ガラについては大阪湾フェニックスへ、また中間処理残渣の一部は、民間事業者へ委託しています。

## オ) ごみ処理事業費の推移

本市のごみ処理事業に係る費用は、次表のとおりです。令和4年度以降本市の人口は緩やかに減少していますが、ごみ収集時は市内全域を回るため人口が減少しても収集距離が大きく減少することがないことや、近年の物価高・人件費増により、ごみ処理に係る委託料は増加傾向にあります。

なお、木津川市精華町環境施設組合は、長期計画に基づき設備修繕等を行っていることから、年度によって負担金額が大きく変動しています。

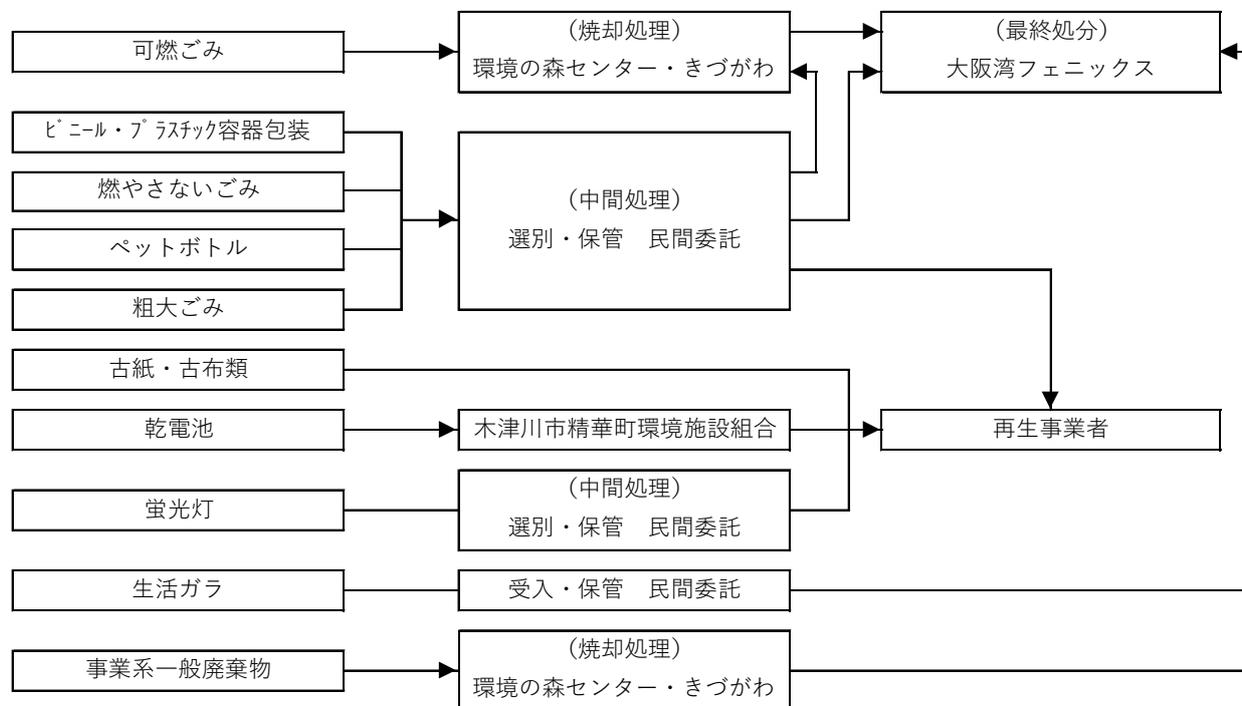
表2-3-オ ごみ処理事業費経費

項目		年 度					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
負担金		千円	172,529	206,150	332,685	273,497	396,875
木津川市精華町環境施設組合 (可燃ごみ処理費用含む)		千円	172,529	206,150	332,685	273,497	396,875
委託料		千円	655,169	657,498	656,866	715,183	730,197
可燃系	可燃収集・運搬	千円	283,997	290,722	297,133	316,717	326,868
	不燃収集・運搬	千円	207,475	211,937	216,921	236,625	244,166
	中間処理・最終処分	千円	162,895	154,557	142,473	161,383	158,640
	最終処分(フェニックス)	千円	802	281	340	458	523
合 計		千円	827,698	863,648	989,551	988,679	1,127,071
年度末人口		人	79,263	79,633	80,026	79,528	79,528
一人あたりの処理事業経費		円	10,442	10,845	12,365	12,432	14,172

カ) ごみの処理フロー

本市から排出されたごみの処理及び処分の流れは、下図のとおりです。

図2-3-カ ごみの処理フロー



ビニール・プラスチック容器包装ごみ及びガラスびんは、民間事業者にて選別などの中間処理を行った後、(財)日本容器包装リサイクル協会や再生事業者へ引き渡しています。

ペットボトルは、民間事業者にて中間処理を行った後、再度ペットボトルへの再生を行う事業者へ引き渡し、資源の水平循環となる「ボトル to ボトル」の取り組みを進めています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、蛍光灯は、民間事業者にて中間処理後、リサイクルしています。

中間処理にてリサイクルできないごみ(残渣)及び生活ガラは、大阪湾フェニックス及び民間事業者において、最終処分しています。

また、可燃ごみや事業系一般廃棄物については、環境の森センター・きづがわで焼却処理後、その焼却残渣を大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

なお、集団回収された古紙・古布類は、各回収団体から再生事業者に引き渡され、リサイクルしています。

## キ) ごみ処理の手数料

ご家庭から排出され、市で収集している可燃ごみは、家庭系ごみの更なるごみ減量対策として、有料の指定ごみ袋にて排出することとしています。

指定袋は45L、30L、15L、7Lの4サイズあり、手数料は一律1Lあたり1円\*の処理手数料を徴収しています。 ※例:45Lの指定袋であれば1枚45円(販売は10枚単位)

徴収した処理手数料は、指定ごみ袋作成費などの必要経費に充てたのち、残額を木津川市循環型社会推進基金に積み立て、様々なごみ減量施策等に活用しています。

なお、市内の事業所から排出される事業系ごみや、市民が直接環境の森センター・きづがわへ持ち込まれる生活系ごみは、10kgあたり286円の処理手数料を徴収しています。

## 2-4 ごみ減量・リサイクルへの関心や取り組み状況

ごみの減量やリサイクルについて、市民の関心や実際に取り組んでいることなどを調査するため、令和7年8月にアンケート調査を実施し、256件の回答がありました。

前回(平成23年9月)に実施したアンケート結果と比較すると、ごみの減量・リサイクルへの関心が一定高まっていること、またごみのリサイクルから発生抑制へと市民意識が徐々に移行していることが見られます。

なお、前回のアンケートは無作為抽出による郵送(約3,000通)により実施し、今回のアンケートは、市内全戸に配布される広報紙に折り込まれる、ごみ減量に関するチラシ「MOTTAINAI便り」を用いたオンライン調査及び市役所窓口での調査票配布により実施しました。

今回及び前回の回答者の年齢層や地域は、以下のとおりです。

表2-4-ア 回答者の年齢層

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
20歳未満	1	0%	17	1%
20歳代	15	6%	88	7%
30歳代	43	17%	206	16%
40歳代	47	18%	188	15%
50歳代	64	25%	226	18%
60歳代	55	21%	299	23%
70歳代	27	11%	174	14%
80歳以上	4	2%	72	6%
不明	-	0%	7	1%
合計	256	100%	1,277	100%

表2-4-イ 回答者の居住地

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
木津地域	189	74%	777	61%
加茂地域	40	16%	313	25%
山城地域	24	9%	181	14%
分からない	3	1%	3	0%
不明	-	0%	3	0%
合 計	256	100%	1,277	100%

## ・設問① ごみ問題への関心について

ごみ問題への関心を問う設問に対し、前回実施したアンケートにおいては、「非常に関心がある」または「少し関心がある」と回答されたのが約90%でしたが、今回のアンケートでは、99%と回答者のほぼ全員が関心を有しているため、ごみに関する関心が高まっていることがうかがえます。

表2-4-① ごみ問題への関心について

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
非常に関心がある	137	54%	412	32%
少し関心がある	115	45%	746	58%
あまり関心がない	4	2%	92	7%
まったく関心がない	0	0%	5	0%
わからない	0	0%	13	1%
不明	-	0%	9	1%
合 計	256	100%	1,277	100%

## ・設問② ごみを減らす工夫について

ごみとなるものの発生量を減らすために、どのような工夫をされているかと問う設問に対し、前回実施したアンケートにおいては「詰替え製品を買うようにしている」という回答が最も多く、25%を占めていましたが、今回のアンケートでは「買い物の際、マイバッグ（買い物袋）等を持参し、レジ袋を貰わないようにしている」と回答された方が最も多く、23%を占めています。これは、令和2年7月1日に全国的にレジ袋が有料化されたことから、マイバッグを購入・持参された方が増えたことによるものと考えられます。

また、「食品を多く買いすぎたり、料理を作りすぎたりしないよう、食事に工夫している」と回答された方が、前回の回答率9%から3pt増加し12%となっており、食品ロスへの関心が高まっていると考えられます。

表2-4-② ごみを減らす工夫について

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
不必要なものは買わないよう心がけている	174	18%	696	18%
使い捨ての容器や商品をなるべく買わないようにしている	62	6%	222	6%
詰替え製品を買うようにしている	201	21%	946	25%
壊れにくく、長く使えそうなものを選ぶようにしている	77	8%	269	7%
食品を多く買いすぎたり、料理を作りすぎたりしないよう、食事に工夫している	114	12%	330	9%
買い物の際、マイバック（買物袋）等持参し、レジ袋をもらわないようにしている	221	23%	808	21%
買い物の際、過剰な包装は断るようになっている	122	13%	507	13%
特に工夫はしてない	2	0%	32	1%
その他	3	0%	20	1%
合 計	976	100%	3,830	100%

・設問③ まだ利用できる不用品の処分について

不用品のうち、まだ利用できるものをどのようにされているか問う設問に対し、前回実施したアンケートでは、「知人などに譲る(29%)」「ごみとして出している(23%)」との回答が多くありましたが、今回実施したアンケートにおいては「リサイクルショップ、中古販売店などを利用する」が34%と前回から12pt増加しているほか、「インターネットオークションに出す」が14%と前回から12pt増加しており、再利用を促進する行動が多く見られました。これは、平成23年と比べ、インターネット等を通じた個人売買が増加し一般化されたためと考えます。

また、「ごみとして出している」との回答は11pt減少し12%となったことから、ごみとして出さずに、再使用・再利用を意識されている方が増えていると考えられます。

表2-4-③ まだ利用できる不用品の処分について

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
知人などに譲る	99	24%	564	29%
リサイクルショップ、中古販売店などを利用する	139	34%	413	22%
購入店に下取りに出す	34	8%	258	13%
フリーマーケットに出す	20	5%	54	3%
インターネットオークションに出す	57	14%	40	2%
衣類はリユース品として 木津川市リサイクル研修ステーションへ持込みしている	-	0%	65	3%
ごみとして出している	49	12%	446	23%
その他	12	3%	78	4%
合 計	410	100%	1,918	100%

## ・設問④ 生ごみのリサイクルについて

生ごみの処理方法について問う設問に対し、前回実施したアンケートでは74%と多くの方が「ごみとして出している」との回答がありましたが、今回実施したアンケートにおいては5pt減少し、69%となりました。

一方で、「市で配布していたコンポスト(竹チップ又は段ボール式)を利用している」と回想された方が前回の2%から6pt増加し8%となっています。本市では、段ボールを使ったコンポストや、市内の竹をチップ化した竹チップコンポストの無償配布を行っており、徐々にコンポストが普及していると考えられます。

表2-4-④ 生ごみのリサイクルについて

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
ごみとしてそのまま出している	196	69%	1,085	74%
市で配布していたコンポスト (竹チップ又は段ボール式)を利用している	23	8%	35	2%
市の補助金を受けた生ごみ堆肥化容器を利用している	4	1%	25	2%
個人で購入した電気式生ごみ処理機を利用している	5	2%	15	1%
個人で購入した生ごみ堆肥化容器を利用している	10	4%	50	3%
畑で堆肥化している	43	15%	231	16%
その他	3	1%	33	2%
未回答	1	0%	-	0%
合 計	285	100%	1,474	100%

・設問⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて

ごみの減量及びリサイクルを進めるために、どのようなことが重要だと思うか問う設問に対し、前回実施したアンケートでは「ごみ・資源の分別の徹底をさらに呼びかける」と回答された方が28%と最も多かったです。今回のアンケートでは17pt減少し11%となりました。

また、今回のアンケートでは「過剰包装の制限」が8pt増加し11%に、「マイバッグ持参などによるレジ袋の制限」が9pt増加し10%と割合が大きくなったことから、包装やレジ袋のように、使用後にごみとなるものの発生抑制に対する意識が高まっていると考えられます。

表2-4-⑤ ごみ減量・リサイクルを進める上で重要だと思うことについて

選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
ごみ・資源の分別の徹底をさらに呼びかける	76	11%	352	28%
資源ごみの分別回収品目を増やす	30	4%	108	9%
資源ごみの収集回数を増やす	43	6%	150	12%
生ごみ処理容器購入に対する助成の拡大	58	8%	145	12%
生ごみの水分をできるだけ絞ってからごみに出す	86	12%	200	16%
自治会やPTAなどが行う集団回収の拡充	18	3%	37	3%
フリーマーケットなどのごみ減量・リサイクルのイベントの開催	29	4%	28	2%
ごみ減量・リサイクルに取り組むリーダーやボランティアの養成・支援	14	2%	9	1%
企業が、ごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品の製造・販売	86	12%	139	11%
過剰包装の制限	80	11%	43	3%
マイバッグ持参などによるレジ袋の制限	70	10%	17	1%
ごみの有料化によるごみの排出量に応じた負担の公平化と排出抑制	14	2%	4	0%
生ごみや食用油などバイオマス資源の有効活用	34	5%	10	1%
ごみ・リサイクルに関する情報の充実	33	5%	10	1%
環境学習の場の提供や意識啓発の充実	23	3%	0	0%
その他	8	1%	4	0%
合 計	702	100%	1,256	100%

・設問⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取り組みについて

アンケート回答者のうち、市内の事業所に勤めている方に対し、事業所ではどのようなごみの減量・リサイクルの取り組みを行っているか問う設問に対し、前回実施したアンケートでは「ごみを分別している」という回答が47%と半数近かったですが、今回のアンケートでは12pt減少し、35%となりました。

一方で、「ごみの管理責任者(廃棄物管理責任者)を決めている」が5pt増加し7%に、「古紙類の回収ボックスを設置している」が4pt増加し12%となり、資源回収に取り組む事業者の増加が見られます。

表2-4-⑥ 事業所で行っているごみの減量・リサイクルの取り組みについて

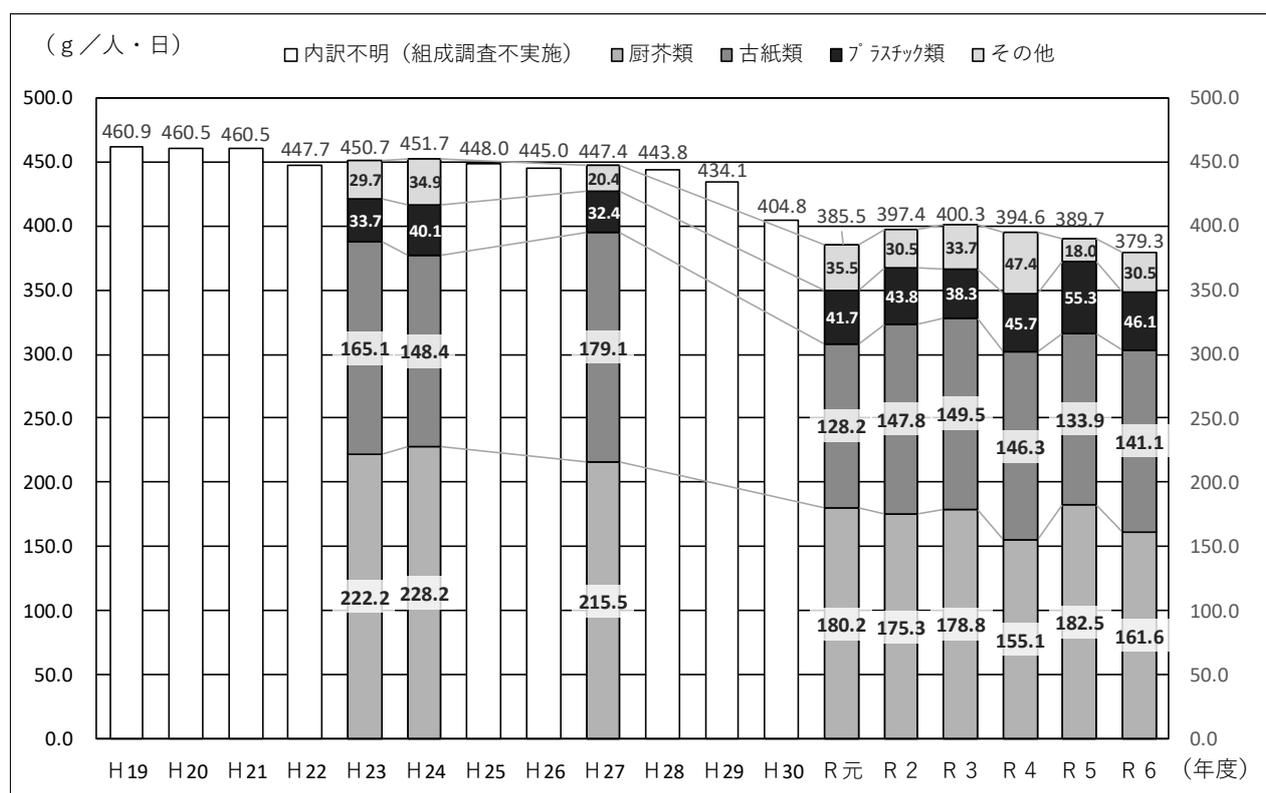
選択肢	回答数			
	今回	割合	前回	割合
ごみを分別している	35	35%	54	47%
ごみ減量の計画書・マニュアルを作成している	5	5%	2	2%
ごみの管理責任者(廃棄物管理責任者)を決めている	7	7%	2	2%
ごみ減量に取り組むため、事業所に委員会等を設置している	1	1%	1	1%
ごみ減量に取り組むため、排出したごみや資源化物を計量している	2	2%	1	1%
ごみ減量化やリサイクルのポスターや注意書きを事業所に掲示している	5	5%	5	4%
古紙類の回収ボックスを設置している	12	12%	9	8%
紙類(オフィスペーパー)を古紙回収業者へ排出している	11	11%	16	14%
ビン・缶の回収ボックスを設置している	17	17%	17	15%
食品残渣を食品リサイクル法に基づきリサイクルしている	2	2%	0	0%
事業所に生ごみ処理機を設置し堆肥化している	0	0%	2	2%
取り組みをしていない	3	3%	2	2%
その他	0	0%	5	4%
合 計	100	100%	116	100%

## 2-5 可燃ごみ組成の推移

家庭から排出されるごみのうち、最も割合が多いのが可燃ごみです。本市では、平成23、24年、平成26年、また令和元年からは毎年、可燃ごみの組成調査を実施し、可燃ごみの組成がどのように変化しているか調査しています。

本市の一人1日あたりの可燃ごみ排出量及び組成調査により判明した可燃ごみの組成の推移は、以下のとおりです。

表2-4 可燃ごみ組成の推移



※平成19～22年度、平成25、26年度、平成28～30年度は組成調査不実施のため内訳不明

※厨芥類・古紙類・プラスチック類の重量は、各年度の可燃ごみ総排出量に、組成調査における各分類の重量比率を乗じた推測値です。

一人1日あたりの可燃ごみの排出量は、概ね減少傾向にあります。特に平成30年10月から有料指定ごみ袋を導入したことにより、平成30年度は前年度から8.0グラム、令和元年度には前年度からさらに19.3グラム減少しました。

令和2年度には新型コロナウイルスの流行により在宅需要が増加し、家庭からの可燃ごみの排出量が増加したものの、令和3年度をピークに緩やかな減少傾向へと戻り、令和6年度末の一人一日当たりの可燃ごみ排出量は379.3グラムとなりました。その結果、前もったいないプランにおける基準年である平成21年度の排出量460.5グラムと比べ81.2グラム減少しています。

可燃ごみの内訳を見ると、重量比で特に多くを占めるのが厨芥類、次いで古紙類であり、食品ロスの削減やコンポストの普及等による生ごみの排出抑制を図るとともに、雑がみなどの再生可能な古紙の回収率を上げることで、減量及び再資源化を推進することが課題です。

※可燃ごみの組成調査とは

組成調査とは、ご家庭から排出されたごみの組成や分別状況を調査するものです。

可燃ごみには、燃やすしかないごみ以外にも、まだ食べられるのに捨てられてしまった食料品や、適切に分別すればリサイクルができる生ごみや古紙といった資源化可能物が多く含まれています。可燃ごみの組成調査を実施することで、こういった本来資源として再生すべきごみがどれくらい含まれているか、また毎年調査することでそれらの割合がどう推移しているかを把握することで、可燃ごみのさらなる減量と再資源化を推進する基礎資料としています。

<令和6年度可燃ごみ組成調査の様子>



## 第3章 ごみ減量目標

### 3-1 ごみ処理の基本方針及びごみ減量の取組みの意義(基本理念)

ごみの減量を図るとともに、限りある資源を有効活用し、環境負荷を最小限に抑えることで、持続可能な地域社会を実現することを目指します。

ごみの発生抑制は、ごみ処理に係るコストやエネルギー消費の抑制、また温室効果ガスの排出削減にもつながり、市民・事業者・行政の協働の取り組みが不可欠です。

ごみの減量のために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を基本としつつ、資源の回収・循環を促進するとともに、環境教育や廃棄物学習といった啓発活動を強化し、環境意識の向上を図ります。

また循環型社会推進基金の有効活用により、循環型社会の構築と将来の豊かな環境の保全に努めます。

表3-1 令和7年度 基金活用事業一覧

	活用事業名称	事業の概要
1	地域学習会(出前講座)	ごみ分別等に関する出前講座
2	市民提案型ごみ減量活動等補助金	市民団体によるごみ減量活動等に対する補助
3	不法投棄対策	不法投棄等監視カメラの設置
4	情報発信事業	ごみ減量に関する啓発チラシ「MOTTAINAI 便り」の発行
5	市民活動の表彰制度	ごみ減量等に関する市民活動の表彰
6	環境保全指導員	環境保全指導員の配置
7	リサイクル活動の拠点の確保	廃棄物減量等推進委員の会への補助
8	古紙集団回収事業の充実	古紙回収量に応じた補助金の交付
9	雑がみ保管袋	雑がみ保管袋の普及・活用促進
10	生ごみ処理容器の普及促進	市内放置竹林を活用した竹チップコンポストの配布
11	使用済み食用油再資源化事業	植物性食用油の回収及び再資源化
12	ごみ分別アプリ配信事業	ごみ分別アプリの運用
13	防鳥ネット無償貸与事業	ごみ収集拠点への防鳥ネット無償貸与
14	ごみ集積拠点設置等補助金	ごみ集積ボックスの設置に対する補助
15	剪定枝粉碎機貸与事業	剪定枝粉碎機の無償貸与
16	生ごみの再資源化事業	市学校給食の調理残渣等から作られたたい肥の利用促進
17	学校等における環境学習への支援	小中学校などでの環境学習
18	不法投棄対策事業	緊急性があり、公共性を著しく損なう不法投棄の撤去
19	清掃用具貸与事業	ごみ収集拠点への清掃用具無償貸与
20	「不法投棄禁止」等看板貸与事業	不法投棄禁止等に係る看板の無償貸与

21	中間処理施設見学ツアー事業	中間処理施設における資源回収作業等の見学ツアー
22	廃棄物に関する講演会事業	著名人による廃棄物に関する講演会
23	生ごみ水絞り器配布事業	生ごみ水絞り器の配布
24	樹木剪定廃材の活用	街路樹等の植木剪定廃材を活用した製品製作
25	給食センター食品残渣物の堆肥化リサイクル	市学校給食の調理残渣のたい肥化リサイクル

### 3-2 家庭ごみ(分別ごと)の減量目標

ごみ処理基本計画において定めた家庭ごみの減量目標値は、以下のとおりです。

計画目標値(原単位)

令和5年度:500.9グラム/人日 令和22年度:444.5グラム/人日

#### 可燃ごみ

##### 【課題】

可燃ごみの内訳を重量比で見ると、厨芥類、紙類、プラスチック類が大きな割合を占めており、これらの排出を抑制する必要があります。

また、令和6年度組成調査結果に基づき一人1日当たりの重量を算出すると、厨芥類が161.6グラム、紙類が141.1グラムとなり、この可燃ごみ合計379.3グラムの約8割を厨芥類と紙類のごみが占めています。

##### 【施策】

厨芥類の排出量を削減するには、本来食べられるはずなのに捨てられてしまっている食品ロスの削減と、厨芥類に多く含まれる水分量を減らすことが重要です。

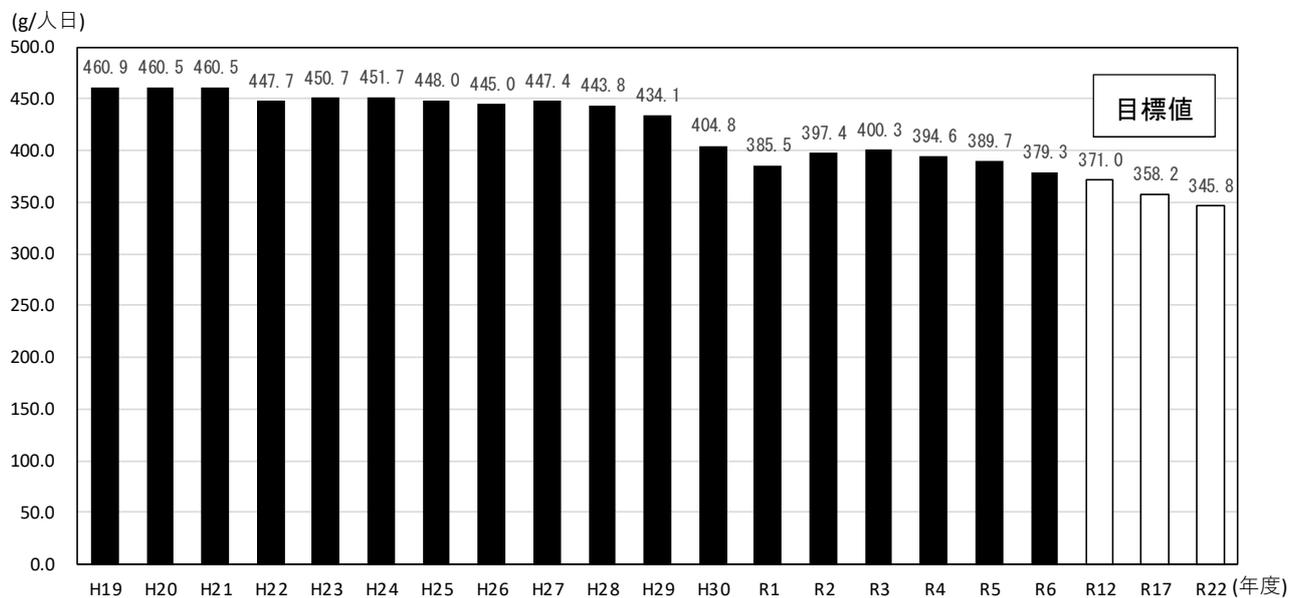
食品ロスの削減には、食べきり・使い切りの実践促進に向けた啓発を行うとともに、まだ食べられる食品の有効活用を図るため、フードバンク・フードドライブ活動の普及に取り組みます。

また、食品ロス以外の調理くずなどの生ごみについても、竹チップコンポストの利用促進などによるたい肥化を推進し、資源循環の拡大を図るとともに、厨芥類に含まれる水分を取り除くため、啓発品の配布などにより、ご家庭で生ごみの水分を取り除く「ぎゅっとひと絞り運動」の普及活動に取り組むことで、厨芥類の焼却処理量の削減に努めます。

なお、同じく可燃ごみに多く含まれる古紙類について、本来資源として再利用されるべきものであるのに、認知度不足のため可燃ごみとして捨てられてしまうもの(雑がみ)も多いことから、分別の徹底を図るための周知啓発を強化するとともに、回収活動への補助金交付等のインセンティブの活用により、可燃ごみへの混入量を削減します。

＜主な実施施策＞生ごみ処理容器の普及促進事業、生ごみ水絞り器配布事業、古紙集団回収補助事業、剪定枝粉碎機貸与事業、樹木剪定廃材の活用事業 ほか

表3-2-1 (可燃ごみ)排出量の推移及び目標値



＜可燃ごみとして捨てられていた食品(令和6年度可燃ごみ組成調査より)＞



※食品ロスを削減することの重要性

令和6年度組成調査結果に基づき一人1日当たりの重量を算出すると、可燃ごみには全く手つかずの食品が27.2グラム、食べ残しの食品が29.0グラム含まれており、可燃ごみ全体の約15%を占めています

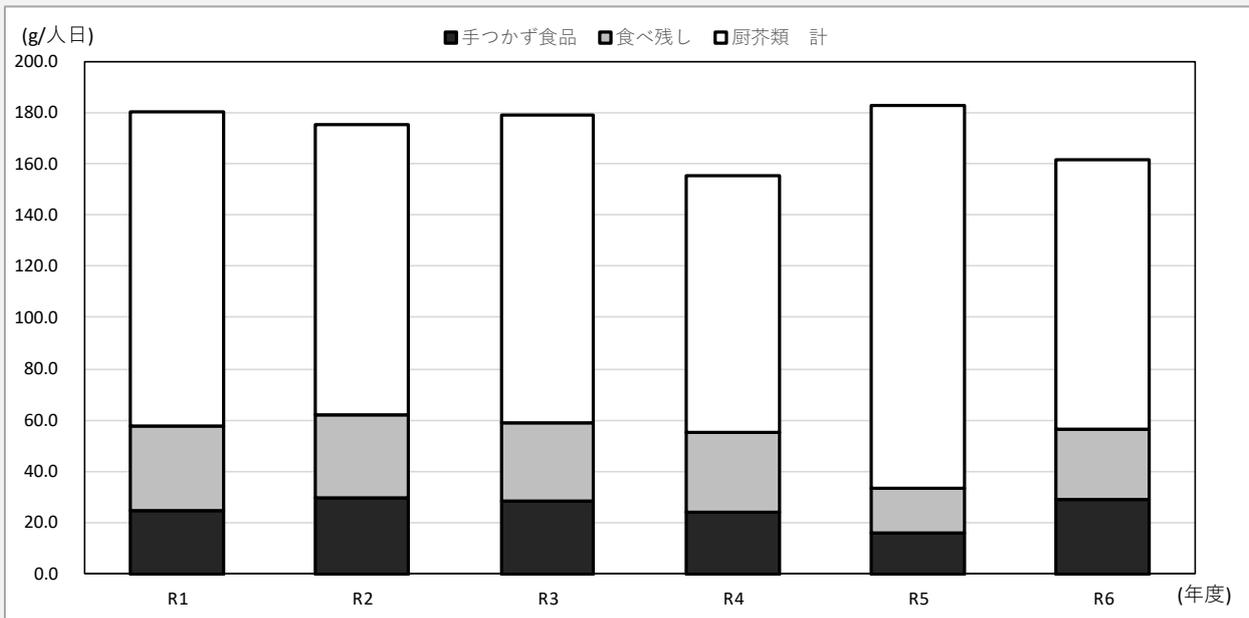
消費期限切れや、口に合わない、食べきれないなどの理由で食品を捨てられてしまうことは、多くの家庭で起こり得ることであり、食品ロスの問題を他人事ではなく、自分自身のこととしてとらえ、行動に移す必要があります。

なお、令和6年8月に環境省が策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭及び店舗などの事業者から出される食品ロスを、令和12年度までに、平成12年度比で半減させることが目標として掲げられています。

また京都府の食品ロス削減推進計画においても、家庭系・事業系合わせて令和元年度には一人1日あたり122グラムであった食品ロス発生量を、令和12年度までに一人1日あたり106グラム(約13%減)までに削減するとの数値目標を設定されています。

本市の手つかず食品や食べ残しの排出量は同水準で推移していることから、より一層食品ロスの削減に向け取り組む必要があります。

【厨芥類全体のうち、手つかず食品及び食べ残しの割合】



## ビニール・プラスチック容器包装

## 【課題】

ビニール・プラスチック容器包装は、多くの商品から発生するものであり、その大半が使い捨て用途となってしまうことから、排出量の抑制及び適正な分別排出により確実にリサイクルすることが重要な課題となっています。特に商品の過剰包装やワンタイム使用がビニール・プラスチック容器包装の増加につながっており、対策が求められます。

## 【施策】

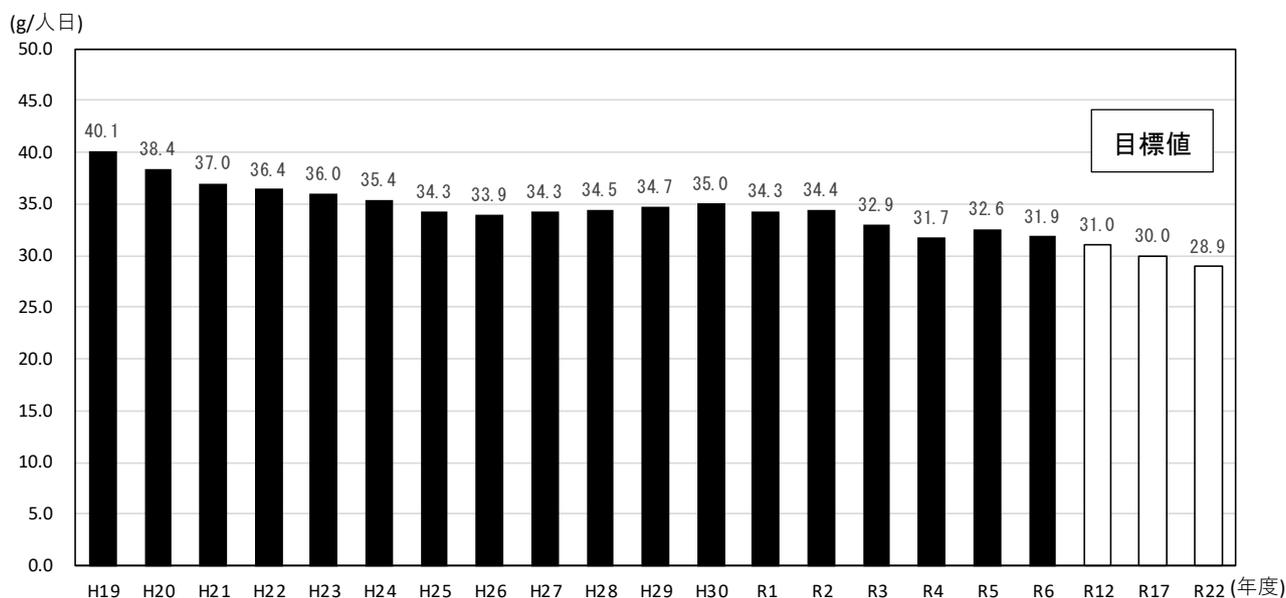
ビニール・プラスチック容器包装の排出量を抑制するために、シャンプーや洗剤などの詰め替え用製品や、必要な分だけ購入できるバルク販売の利用促進を図るとともに、簡易包装やばら売りの商品を選ぶ消費行動の促進について市民に呼びかけてまいります。

併せて、マイバッグ、マイボトル、マイ容器の持参といった行動を定着させることで、使い捨て容器包装の使用抑制を推進します。

また、店舗における白色トレイ等のビニール・プラスチック容器包装の回収制度が普及していることから、その利用を促進し、排出された容器包装がリサイクルされやすい仕組みの活用を支援するとともに、きれいに洗って乾かしたうえで排出することでリサイクルにつなげる重要性についても継続的に周知啓発を行い、排出ごみの質の向上を図ります。

<主な実施施策> 状発信事業、学校等における環境学習事業 ほか

表3-2-2 (ビニール・プラスチック容器包装)排出量の推移及び目標値



## 燃やさないごみ

## 【課題】

金属やガラスといった資源化可能な素材を多く含む燃やさないごみは、特に適正な排出と資源化の推進が求められます。中でも、使用済小型家電については、都市鉱山としての資源的価値が高く、貴金属やレアメタル等の有効回収のため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年8月公布)に基づく回収の促進と市民による分別排出の促進が求められています。

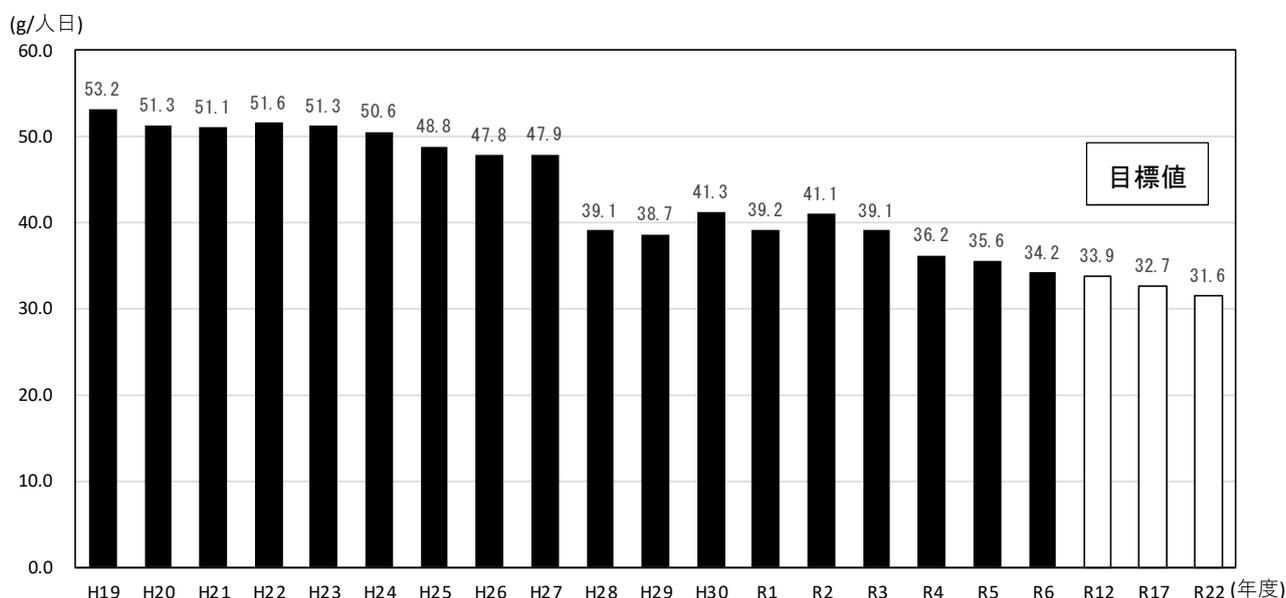
## 【施策】

燃やさないごみの発生そのものを抑制するために、製品の購入時には修理や部品交換が可能な製品、長く使えるシンプルなデザインの製品を選ぶライフスタイルの普及を図るとともに、繰り返し使用できるリターナブル瓶などのごみを増やさない賢い選択を促進することで、使い捨てに依存しない消費行動の定着を目指します。

そのうえで、やむを得ず排出されてしまう不燃ごみについても、小型家電回収ボックスの利用促進により取り漏らすことなく分別回収することで確実な再資源化を推進し、最終処分量の削減を図ります。

<主な実施施策> 中間処理施設での資源回収、情報発信事業 ほか

表3-2-3 (燃やさないごみ)排出量の推移及び目標値



ペットボトル

【課題】

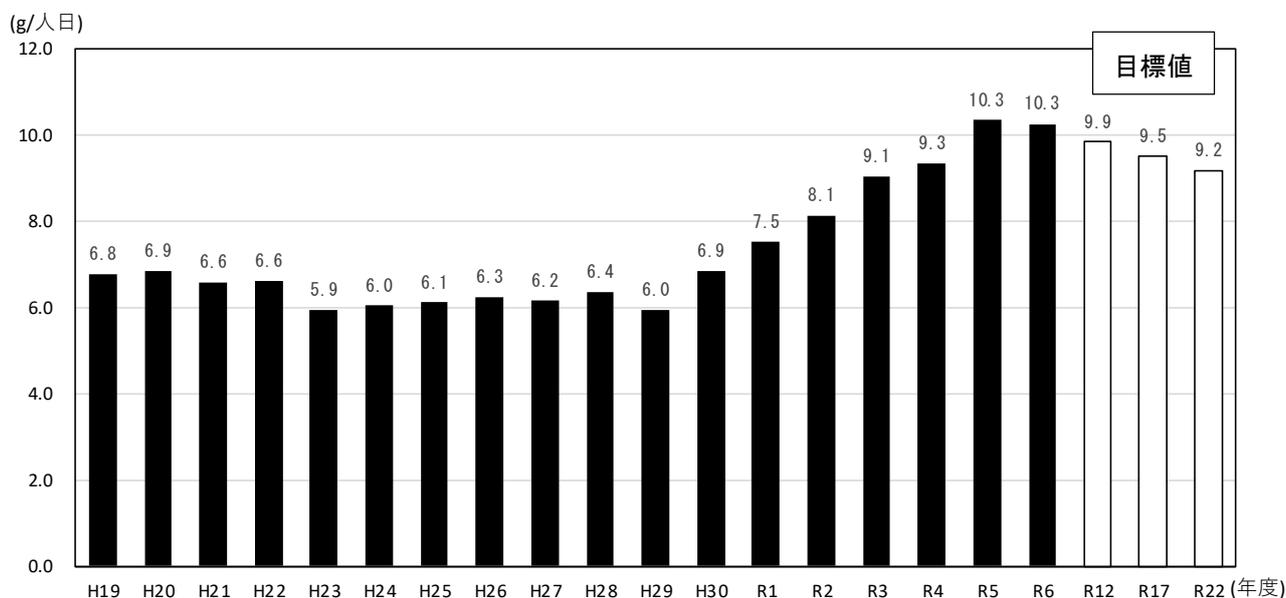
ペットボトルは軽量で携帯性が良く、入手も簡単なことから大量に消費されやすい製品ですが、ボトル自体のラベルレスや軽量化といった生産者による減量化の取組も進められていますが、その利便性・入手性が良いことから、使い捨てや大量消費による環境負荷が課題です。

【施策】

本市においては、回収されたペットボトルを新たなボトルへ再生する「ボトル to ボトル」の水平リサイクルに取り組んでおり、これを継続するとともに、マイボトルの持参や給水スポットの利用を呼びかけることで、ペットボトルの消費抑制にも取り組んでまいります。

<主な実施施策> ペットボトルの水平リサイクル、情報発信事業 ほか

表3-2-4 (ペットボトル)排出量の推移及び目標値



## 粗大ごみ

## 【課題】

燃やさないごみと同様に、粗大ゴミにも金属やガラスといった資源化可能な素材が含まれていることから、適正な排出と資源化の推進が求められます。

また、粗大ごみについては一般廃棄物収集運搬許可を有さない無許可の回収業者による収集行為が市内においても頻繁にみられることから、違法な回収行為によりごみが不適切に処理されることを防止する必要があります。

## 【施策】

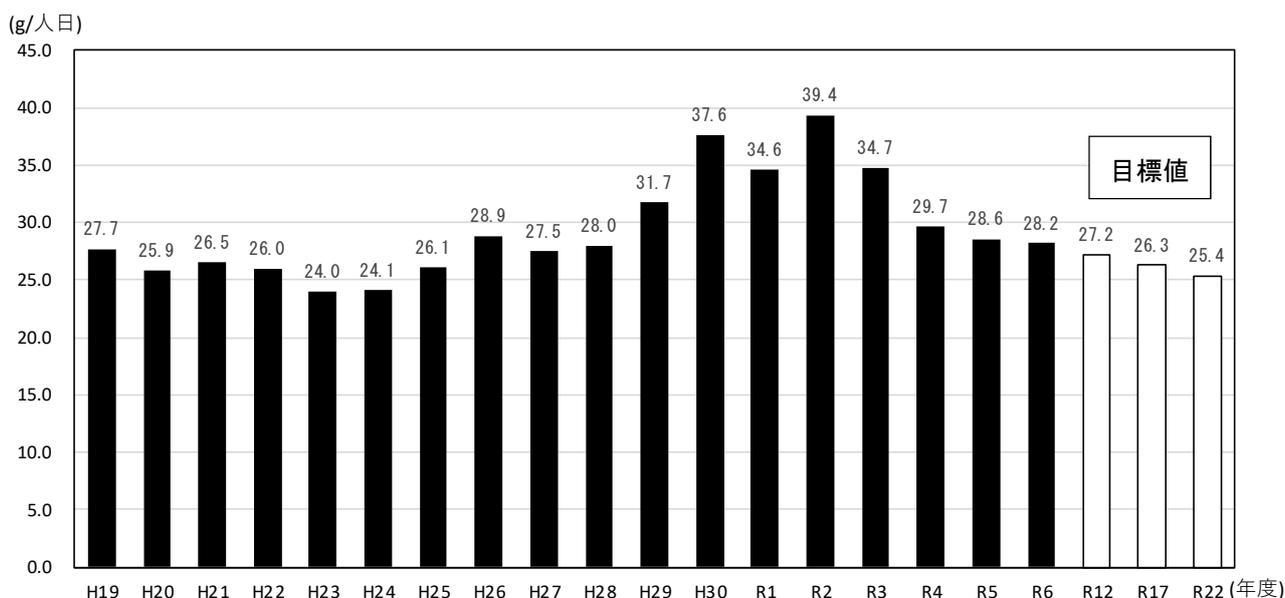
粗大ごみとして処分する前に、リユースや譲渡、売却といった再利用の促進を市民に呼びかけることで、排出の抑制を図ってまいります。また、製品の購入段階から、できるだけ修理可能で耐久性があり、長く使えるものや再利用しやすい構造の製品を選ぶライフスタイルの定着を促進します。

また、やむを得ず排出された粗大ごみについては、再資源化の推進とあわせて、違法業者による金属部品等の抜き去り・持ち去り行為への対策を強化し、資源の適正管理と回収率の向上を図ります。

併せて、環境面・安全面での問題が指摘される無許可の回収業者による収集行為を根絶するため、市内パトロールや監視カメラ設置を継続するとともに、警察や地域との協力により啓発及び監視体制の更なる強化を行い、適正処理の徹底に努めてまいります。

<主な実施施策> 不法投棄対策事業、不法投棄パトロール ほか

表3-2-5 (粗大ごみ)排出量の推移及び目標値



※資源物の回収及びリサイクルの取組み

・古紙・古布類(行政回収、集団回収)

古紙類の排出量は、全国的に減少傾向にあります。雑がみなどの資源化可能物の認知度が低く、分別されずに可燃ごみへ混入され、焼却処理されてしまっていることが課題となっています。

本市では、住民団体等による古紙や古布の回収(集団回収)に対し、資源の有効活用および住民参加の促進を目的として、回収重量に応じた補助金を交付しています。新聞購読者の減少などにより、回収重量は年々減少傾向にあります。可燃ごみに混入されやすい「雑がみ」の認知度向上や、古紙回収の重要性について周知啓発を務めるとともに、引き続き地域における自主的な資源回収活動を支援し、資源循環の促進と集団回収ごみの減量に取り組んでまいります。

表3-3-ア 古紙類等回収事業 総回収量及び交付団体数の推移

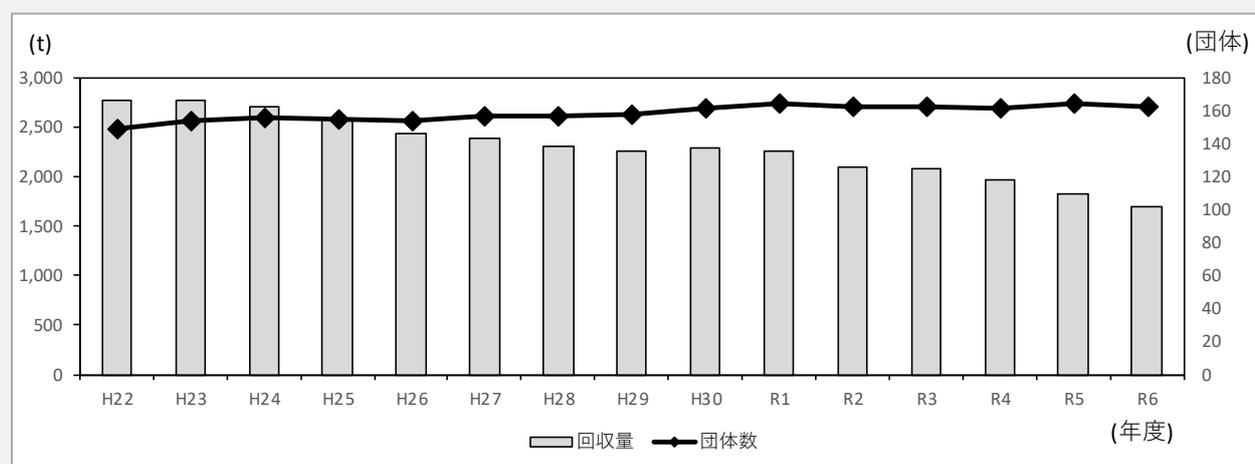
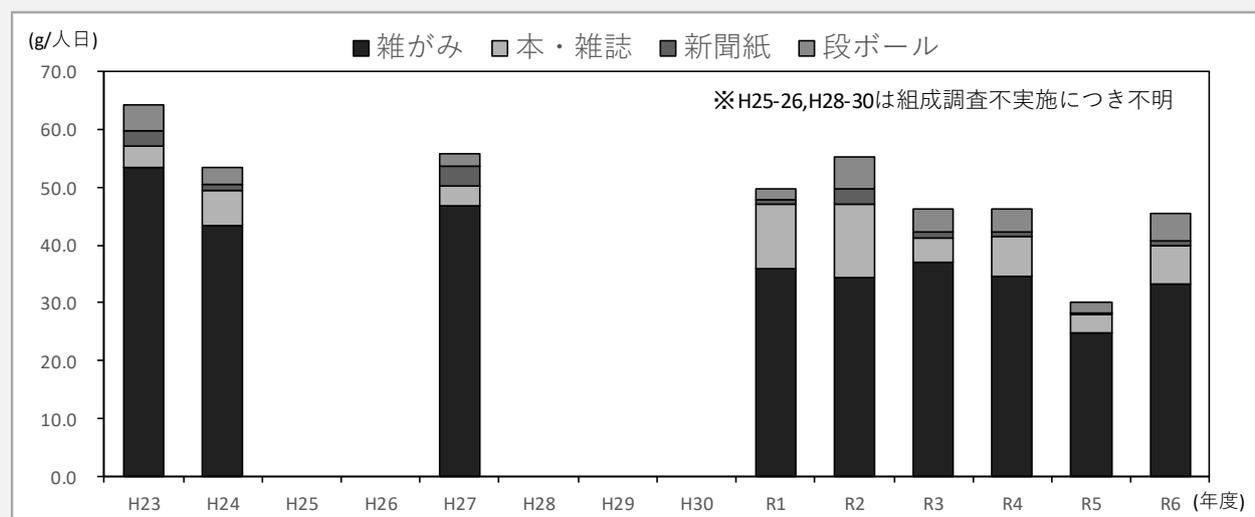


表3-3-イ 可燃ごみとして捨てられている一人1日当たり古紙排出量(推定)



・電池類、蛍光灯、水銀使用製品

電池類、蛍光灯、水銀使用製品等の有害なごみは、拠点や環境課窓口等で回収した後、小型な充電式電池については主に一般社団法人JBRCへ引き渡し、他の電池類や蛍光灯などは民間事業者へ引き渡し、リサイクル処理を行っています。

また、乾電池に含まれる二酸化マンガンや亜鉛、蛍光灯に含まれるガラス、水銀などは、破碎後精製され、新たな製品の原料として再利用されています。

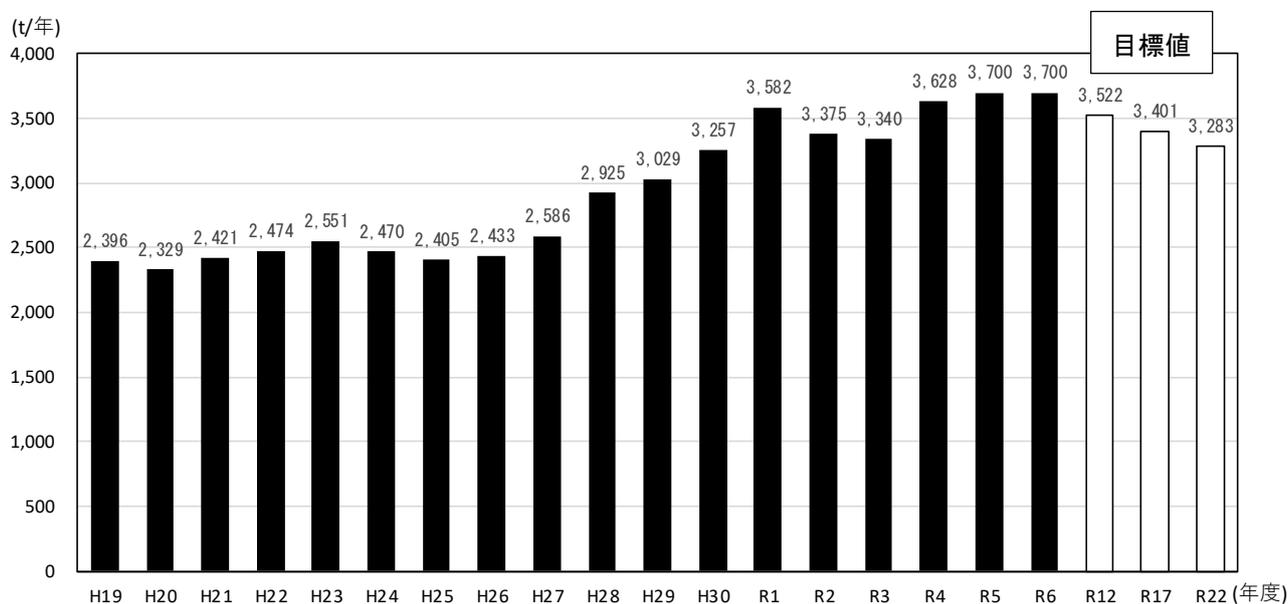
### 3-3 事業系ごみの減量目標

計画目標値(年間量)

令和5年度:3,700トン/年 令和22年度:3,283トン/年

事業系ごみの削減に向け、事業者によるごみの排出実態の把握及び分析に努め、業種や事業規模に応じた排出傾向の把握に努めるとともに、効果的な減量対策を検討します。

表3-4 (事業系ごみ)排出量の推移及び目標値



## 第4章 循環型社会推進基金

### 4-1 ごみ袋有料制の意義と売上金(循環型社会推進基金)の活用について

本市においては、平成28年11月に市廃棄物減量等推進審議会から、ごみ袋の有料化には減量効果が認められるため、検討が必要である旨の答申を受け、平成30年10月1日から家庭系可燃ごみについてごみ袋有料制を導入しました。

本有料制は、経済的インセンティブの付与を通じて、可燃ごみの排出抑制を図るとともに、本来資源として再利用・再生利用が可能であるにもかかわらず可燃ごみとして捨てられてしまっている資源化可能物の適正な分別・資源化を促進するほか、可燃ごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保し、市民の意識改革を進めるために導入するものです。

有料ごみ袋の販売によって得られた売上金は、その収支の透明性を高めるとともに、環境施策を推進する特定財源としての位置づけを明確にするため、循環型社会推進基金を設置し、本基金への積み立てを行っています。

本基金は、ごみの「減量」と「再資源化」の二つの重点区分に沿って活用するとともに、社会情勢に応じた活用方法を随時検討・見直しを進めることで、ごみの減量と再資源化の更なる推進を図ります。

#### 区分1 ごみの減量に資する事業

- (1) ごみの発生抑制や減量化に関すること
- (2) ごみ減量活動の促進に関すること
- (3) 家庭ごみの不法投棄や不適正排出の対策・防止に関すること

#### 区分2 ごみの再資源化に資する事業

- (1) 再資源化の促進に関すること
- (2) 事業者や中間処理施設での資源回収に関すること
- (3) 再資源化に関する周知・啓発に関すること

## 4-2 循環型社会推進基金活用事業の事業期間及び評価について

循環型社会推進基金を活用した事業の実施に当たっては、個々の事業について明確な目標と検証可能な指標を設定し、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のPDCAサイクルを踏まえ、継続的に改善を図ってまいります。

なお、基金を活用した事業には、事業への参加者数などの指標を用いて実施後すぐに効果を検証できるものや、ごみの収集量の推移など実施から一定期間確認することで効果を検証できるもの、また市民や事業者等の行動変容が前提となる中長期的な取り組みなども含まれます。

そのため、各事業の特性や目的を十分に勘案しつつ、事業ごとに実施期間を設定することとし、事業がその実施期間を満了する際には、木津川市廃棄物減量等推進審議会評価部会において目標の達成状況やごみ減量目標への寄与を検証することで、今後のごみ減量施策の改善を行います。

また、実施期間の満了後、特にごみ減量に効果があったと認められる事業については、その事業期間を延長・更新し、また必要に応じて内容を拡充することとします。

表3-6 基金活用事業の実施期間の設定基準

基 準	実施期間
試験的に実施する事業 例)廃棄物に関する講演会事業、中間処理施設見学ツアー事業 等	1年間
試験的に実施する事業で、効果が現れるまで一定期間を要するもの 例)雑がみ保管袋の配布事業、古紙類等回収事業実施補助金(単価見直し) 等	3年間
ごみ減量等に資すると認められる事業 例)コンポスト配布事業、剪定枝粉碎機貸与事業 等	5年間
ごみ減量等に資すると認められる事業で、特に継続して実施することが望ましいもの 例)不法投棄対策事業、ごみ分別アプリ配信事業 等	7年間

※上記の事業は例であり、実際の実施期間は審議会（評価部会）にて審議のうえ決定いたします。

図3-6 PDCAサイクルによる基金活用事業の進行イメージ

